

駐艇場使用契約書

駐艇場名：	所在地：
利用可能船艇：バスポート・釣用船艇	23 feet (7.0m)まで
利用可能車両：キャンピングカー・トレーラー	7.0m×3.5m まで

船艇メーカー： _____ 艇車両番号： _____ サイズ： _____ feet

車両名： _____ 車両番号： _____ サイズ： _____ m × _____ m

契約期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 自動更新 期間限定

契約期間賃料： ¥ _____ (税込) _____ 駐艇場番号： _____

振込先： _____

管理者(以下「甲」という。)及び使用者(以下「乙」という。)は、甲が管理する駐艇場(以下「本駐艇場」という。)の使用契約(以下「本契約」という。)を以下の通り締結する。

第1条 (使用の目的)

甲と乙は、本駐艇場を船艇及び艇車両又は甲が認可した車両(以下「船艇・車両」という。)の駐艇・駐車を目的として賃貸借する。また、甲は乙が使用する駐艇・駐車的位置は指定・変更できる。甲は、乙に対し、特に定めのない限り本駐艇場を現状有姿で賃貸し、乙は、本駐艇場の状態について異議を述べないことを承諾する。また、甲は本駐艇場の修理等の義務を負わない。

第2条 (賃貸借期間)

本契約の期間は表記の通りとする。但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の通知がないときは、本契約は期間満了の翌日から更に同一期間自動更新され、以降も同様とする。

第3条 (賃料)

- 乙は、表記の契約期間の始期までに契約期間分の賃料を、甲の指定する金融機関の口座に消費税と共に振り込むものとし、振込手数料は乙の負担とする。
- 日割り賃料が発生場合は、1ヶ月に満たない期間の賃料は当該月の日数で日割り計算した額とし、賃料を改定した場合も同様とする。

第4条 (禁止行為)

- 乙の船艇・車両は、甲の指定した位置以外に駐艇・駐車してはならない。
- 乙の船艇・車両は、本駐艇場500m圏内は甲の指定した道路以外通行してはならない。
- 乙は、甲に無断で甲が指定した位置以外に船艇・車両の駐艇・駐車したり、物品を置いたりしてはならない。
- 乙は、甲に無断で本駐艇場の原状を変更してはならない。

5. 乙は、美観を保って本駐艇場を清潔に使用し、本駐艇場についてゴミ等の投棄、危険物又は薬物等の持込み、隣地境界の侵害及び近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
6. 本駐艇場を駐艇・駐車以外の目的で利用してはならない。
7. 表記契約以外の船艇・車両は駐艇・駐車してはならない。
8. 本契約に基づく賃借権の譲渡、又は転貸を行ってはならない。

第5条 (損害賠償・免責事項)

1. 乙の船艇・車両に対し、本駐艇場内で他船艇・車両による事故・天災地変等による被害又は火災・盗難等の被害が発生しても、甲は乙に一切の責を負わない。
天災地変には降雪も含まれ、雪害により船艇・車両の入出庫が困難になったとしても、甲は除雪作業等を行わない。
2. 乙、又は乙の代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、本駐艇場内又は隣地若しくはそれらの施設、あるいは本駐艇場内の船艇・車両に損害を与えたときは、乙は速やかにその旨を甲又は相手方に通知し、その損害を賠償しなければならない。
3. 乙は、自らが契約した駐艇場に他船艇・車両が無断駐艇・駐車している場合は、自らが警察に連絡をとり排除しなければならず、排除にかかった費用その他損害について、甲に損害賠償等責任追及することはできない。
4. 甲は、乙が前条又は本契約に違反した場合は、それにより甲に生じた損害について、乙に賠償を求めることができる。

第6条 (反社会的勢力の排除)

1. 乙は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当すること
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己又は第三者をして暴力的要求・脅迫的言動・法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 甲は、乙が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。

第7条 (契約解除)

1. 乙が本契約の定め、若しくは甲又は甲の指定する者の定めた管理規則に違反した場合は、甲は催告の上本契約を解除できる。この場合、乙は即時本駐艇場を明け渡さなければならない。
尚、これによって生じた甲の損害について、乙は賠償しなければならない。
2. 乙が賃料等を1ヶ月以上滞納した場合は、その後支払われたか否かにかかわらず、甲は本契約を解除できる。

第8条 (契約の終了)

甲又は乙が本契約を解除又は期間満了により終了しようとする時は、甲乙ともに1ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

但し、乙は前記予告に替え、1ヶ月の賃料に相当する額を甲に支払い、即時解除できる。

第9条 (明け渡し義務)

1. 乙は、本契約解除・終了後、直ちに本駐艇場を甲に完全に明け渡し、もし乙が乙の船艇・車両、物品等を残置した場合は、甲は、乙が所有権を放棄したものとみなし、乙の費用負担でこれを任意に処分しても、乙は一切異議を唱えることができない。
2. 本契約の解除・終了後も乙が本駐艇場を甲に完全に明け渡さない場合は、乙は契約終了の翌日から明け渡しの完了した日まで、賃料の倍額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。
3. 乙は、本駐艇場の明渡しに際し、甲の同意を得て設置したものであっても、造作等の買取を甲に対して請求することはできない。

第10条（賃料改定）

甲は、経済情勢の変動・公租公課の増額・本駐艇場施設の変更及び契約内容等の変更等、本契約で定めた賃料が不相当となった場合は、契約期間中であっても3ヶ月前の予告期間をもって賃料を改定することができる。なお、賃料改定後に改定後の賃料を乙が支払った場合は、乙は賃料の変更に同意したものとみなす。

第11条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理する。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第13条（特記事項）

乙は、甲の同意を得て設置した艇庫の維持・保守・保全は乙の責務とし、甲は一切の責を負わない。また、甲からの要請があれば乙は1ヶ月以内に艇庫を撤去しなければならない。

年 月 日

甲

乙 住所

氏名

_____ 印

電話番号

メールアドレス
